

令和 3 年 9 月
東京税関業務部

関係各位

「通関関係書類の電磁的記録による提出に係る事務処理について」
の更新について（お知らせ）

通関業者の皆様には、日頃から税関行政に格別のご理解、ご協力を賜り、深く感謝を申し上げます。

さて、第6次NACCS中年度更改等を受け、「通関関係書類の電磁的記録による提出に係る事務処理について」等を更新し、東京税関ホームページに掲載しましたのでお知らせいたします。

○東京税関ホームページ

「通関関係書類のペーパーレス化関係資料」のページ

<http://www.customs.go.jp/tokyo/info/paperless.htm>

(参考)

【更新したもの】

- ・ 「通関関係書類の電磁的記録による提出に係る事務処理について」3. ファイルの追加により添付容量を超えた場合
- ・ 「原本提出等要否判断のためのNACCSコード一覧表」1. ③-2 15番 食品衛生法に基づき届出を要しない貨物であることを証明するための書面の様式番号の変更の反映
- ・ 「電磁的記録により提出され、許可後等に原本（書面）の提出を要する減免戻し税関係書類の取扱い」押印省略等について更新

【問合せ先】

東京税関業務部

・ 通関総括第1部門

電話：03-3599-6337

・ 通関総括第2部門（輸入他法令・減免）

電話：03-3599-6338

・ 通関総括第4部門（輸出）

電話：03-3599-6341